

安全保障貿易管理制度の概要

経済産業省
安全保障貿易管理課

目次

1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 安全保障貿易管理制度の概要
3. 安全保障貿易管理の手順

1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障を巡る環境

- 近年、世界各地で軍事衝突や軍事的緊張を高める出来事が継続的に発生。安全保障環境はますます複雑化・深刻化。

中東

イスラエルとパレスチナ武装組織ハマスやイスラム組織ヒズボラ等における継続的な軍事衝突など

ロシア

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻

北朝鮮

- 継続的な短～長距離弾道ミサイルの発射
- 2024.5 軍事偵察衛星を搭載したロケットの打ち上げを実施
日本海方向へ約10発の短距離弾道ミサイルを発射

北朝鮮艦船に
日本製レーダー

ISIL爆弾に
日本製部品

イラン

- 2024.5-6 IAEAは加盟国に対し、イランが核合意違反である60%濃縮ウランの貯蔵を増やしている旨、またイランからウラン濃縮に使う遠心分離機を増設する計画の通告があり、既に一部の増設が進められていることを確認した旨を報告。
- 2024.7 ハマスは、イラン滞在中の最高幹部がイスラエルにより殺害された旨を発表。これを受けてイスラエルに対する報復を宣言。

中国

- 中国の公表国防費は過去20年で10倍増。
- 中国海軍艦艇、中国機が東シナ海等を航行、飛行。
- 継続的なロシア軍との共同訓練の実施。
- 南シナ海におけるフィリピンとの軍事的緊張の高まり。
- 中国軍による台湾周辺での軍事演習の活発化。
- 中国海警局等による尖閣諸島近郊での継続的な領海侵入

軍事分野において民生技術が活用される例

民生用途

炭素繊維

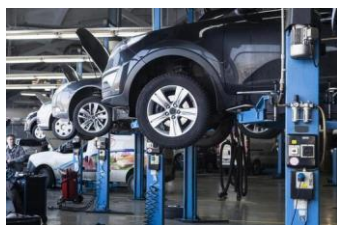
炭素を主要素とする、
軽量で強度の高い繊維素材



ゴルフ用シャフト、
釣り竿、テニスラケット

工作機械

素材を所定の形状、
寸法に加工する機械類



自動車の製造や切削

凍結乾燥器

水分を氷点以下で凍結させ、昇
華することで水分を除去する機械



インスタントコーヒー等

画像認識技術

コンピューターや機械などが
画像識別する技術



自動運転

軍事用途



戦闘機の主翼素材



ウラン濃縮用
遠心分離機の製造



細菌の兵器化
(粉末状・保存)



軍事ドローンの
画像認識システム

手段の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース技術等の重要性が高まる中、技術の入手ルートが複雑化。

輸出取引

- ・フロントカンパニー
- ・第三国経由
- ・使用者・用途等の偽装

企業買収

- ・外国政府の影響
- ・国公営ファンドによる支援

学術交流・研究交流

- ・教員、研究者、留学生
- ・共同研究
- ・ピアレビュー

技術取引

- ・フロントカンパニー
- ・メール、クラウド
- ・展示会、講演

人材採用・求職活動

- ・ヘッドハント
- ・重要企業への就職

技術窃取

- ・サイバー攻撃
- ・産業スパイ

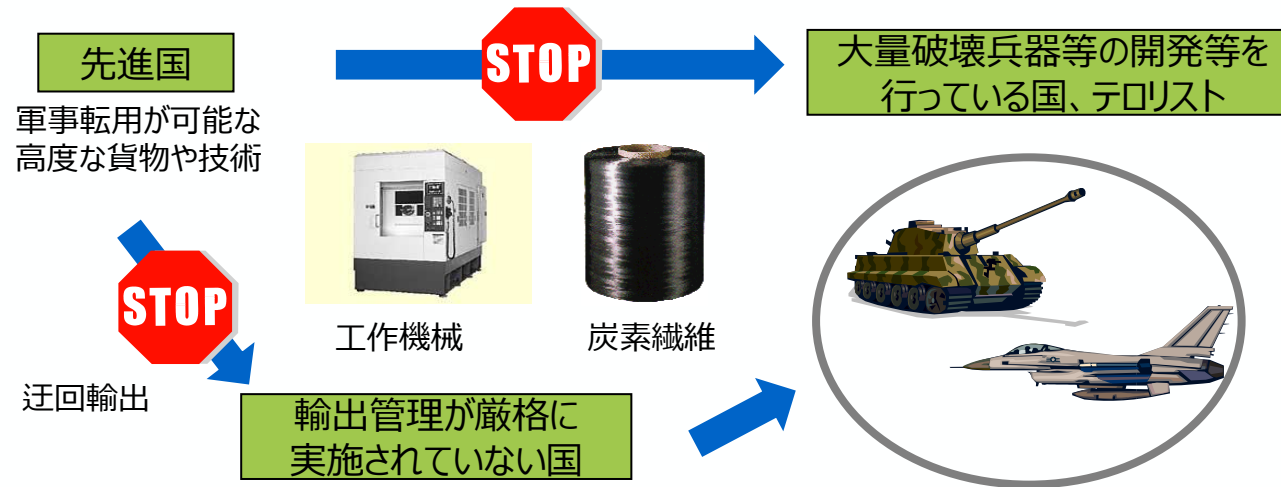
2. 安全保障貿易管理制度の概要

安全保障貿易管理とは？

目的

安全保障上の懸念主体への、武器や軍事転用可能な技術や貨物の移転の防止

- 先進国を中心とする有志国が国際協調して厳格な管理を実施



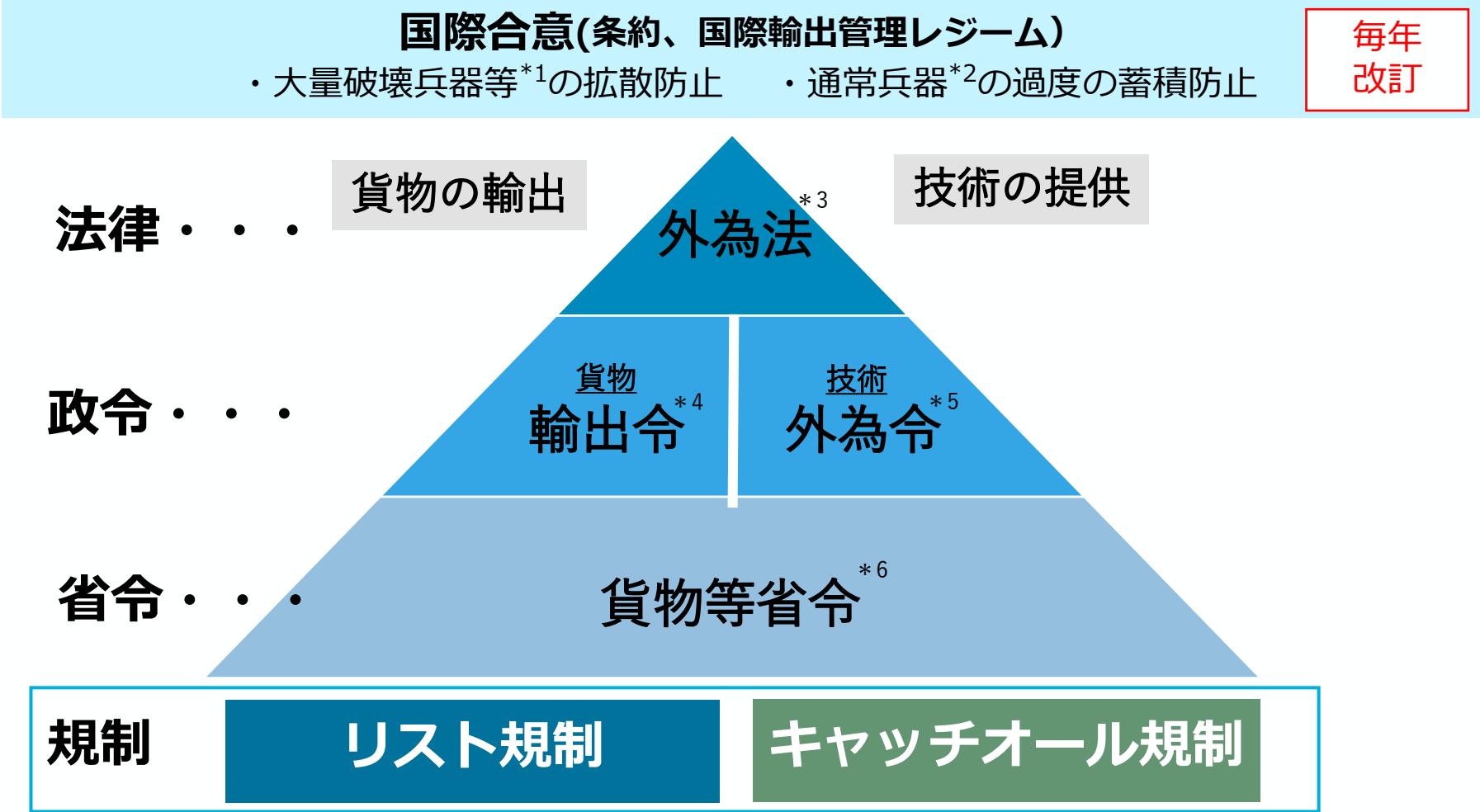
求められる対応

外為法に基づく、規制対象の技術の提供や貨物の輸出を行う際の経済産業大臣の**事前許可の取得**

- 自らの行為が規制に該当するか確認し、該当する場合には許可申請を行う

安全保障貿易管理制度の全体像

- 我が国では国際合意を踏まえて**外為法**に基づき実施。



^{*1}大量破壊兵器等：核兵器、化学・生物兵器、ミサイル
^{*2}通常兵器：銃砲、爆発物、火薬類、軍用車両等の武器
^{*3}外為法：外国為替及び外国貿易法
^{*4}輸出令：輸出貿易管理令
^{*5}外為令：外国為替令
^{*6}貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

外為法による輸出管理の対象



貨物の輸出

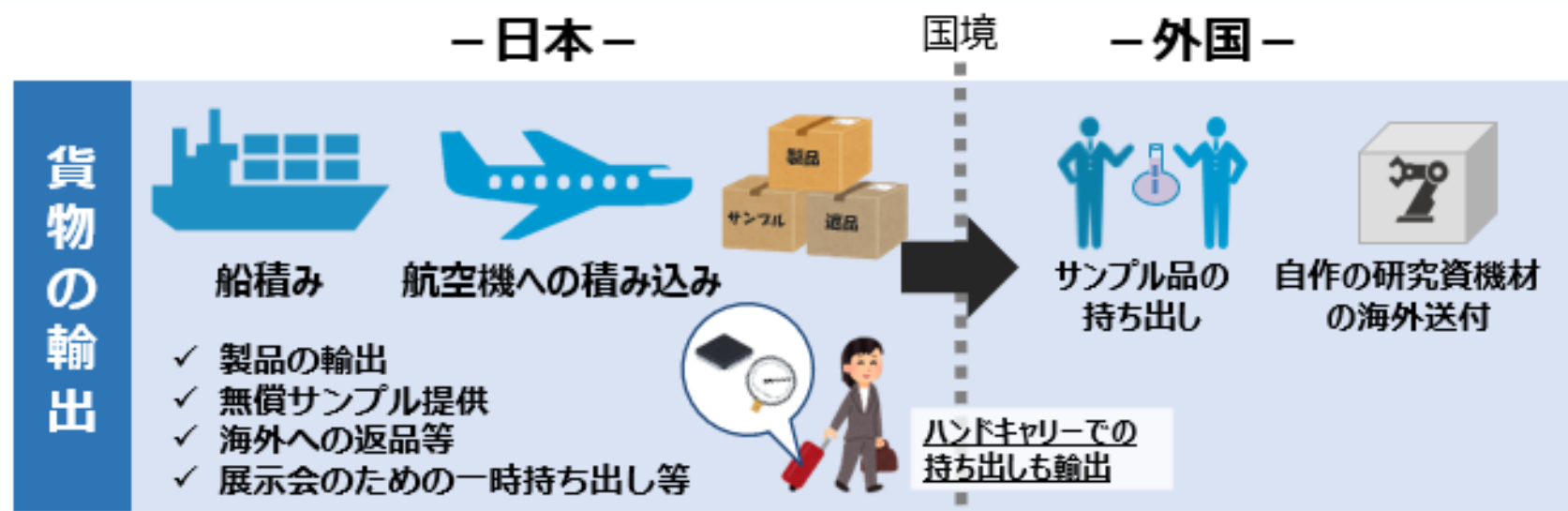
- 貨物の輸出 = 貨物を本邦から外国に向けて送付すること。
- 手段：船舶や航空機等による一般輸送、手荷物、国際郵便や国際宅急便等による送付など。

大学・研究機関における「貨物の輸出」の機会の例

- サンプル品の持ち出し、海外送付（有償・無償を問わない）
- 自作の研究資機材を携行（ハンドキャリー）、海外送付

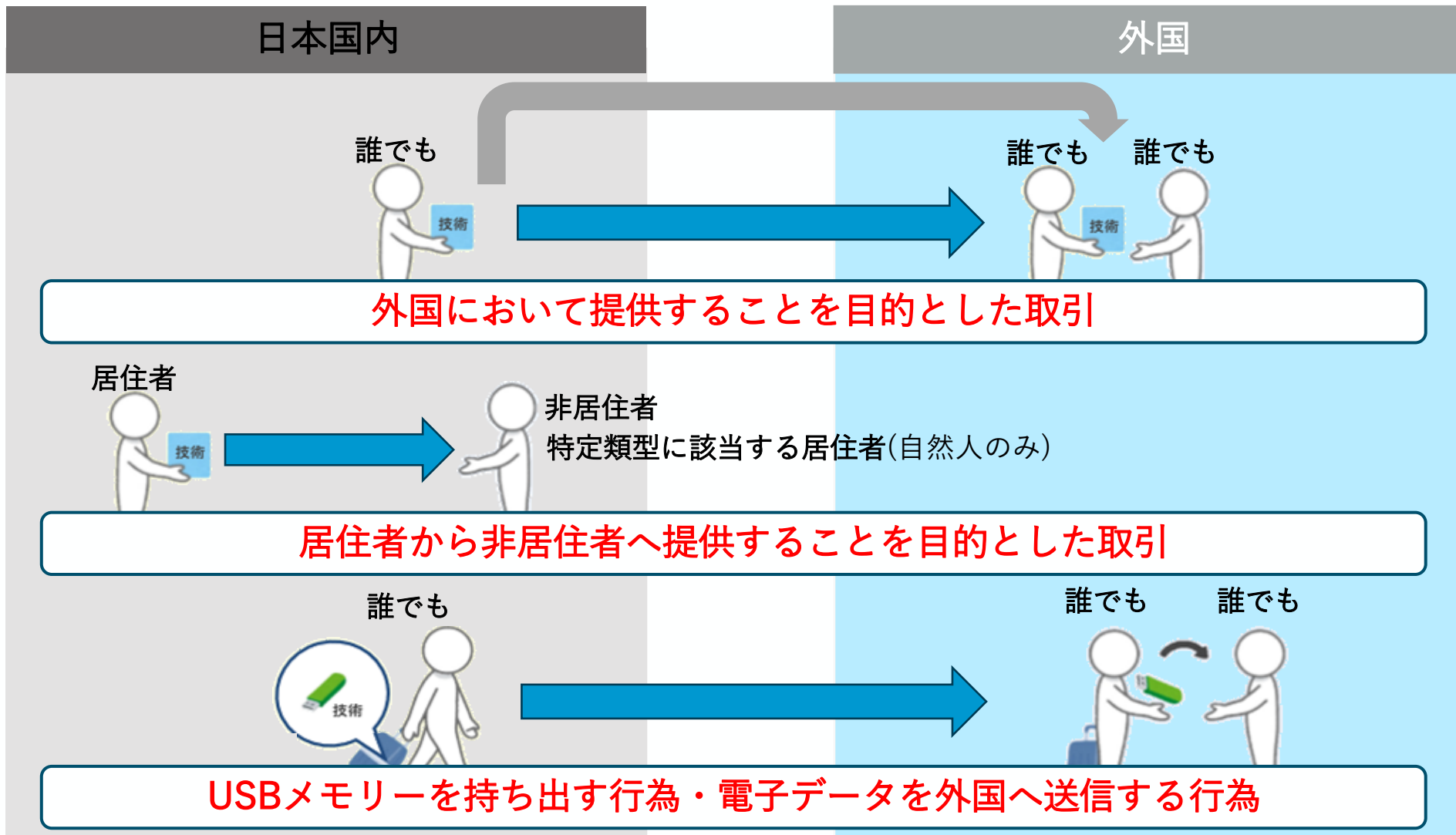
注意

- 外国に持ち出し、持ち帰りを予定している場合（**一時的な持ち出し**）
- 外国から持ち込まれた機材の外国への**返送**
- **市販品の実験キット**の外国への送付
なども「貨物の輸出」。



技術の提供の規制行為

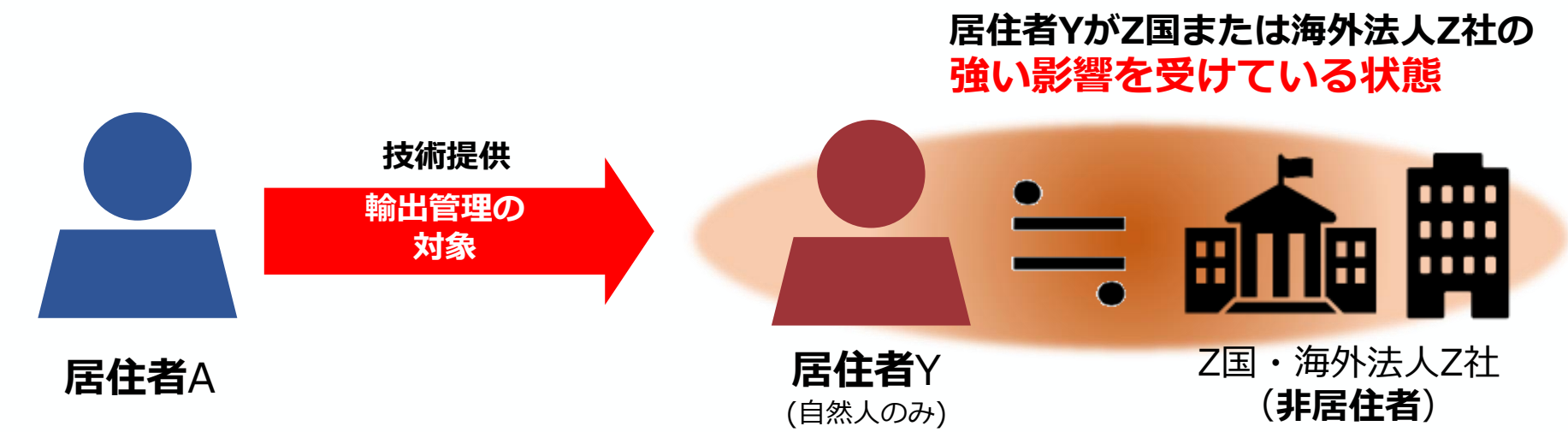
規制技術について、下記の取引を行う場合には経済産業大臣の許可が必要



外国に特定の技術を持ち出すこと（自己使用以外）は提供目的と考えられる。

特定類型に該当する居住者への技術提供 <みなし輸出管理の明確化>

「特定類型」＝居住者（自然人）が非居住者（外国政府・外国法人）から強い影響を受けている状態



特定類型①	雇用契約等の 契約に基づき 、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
特定類型②	経済的利益に基づき 、外国政府等の実質的な支配下にある者
特定類型③	国内において 外国政府等の指示 の下で行動する者

※各特定類型の正確な定義については、「役務通達」の規定を確認

特定類型に該当する居住者への技術提供は**輸出管理の対象**

技術の内容と提供の形態

技術 = 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報

技術の種類

設計：一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト など

製造：全ての製造工程

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 など

使用：設計、製造以外の段階で以下のもの

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理

提供の形態

技術データ：

文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラム

注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることもある

技術支援：

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他技術データの提供など

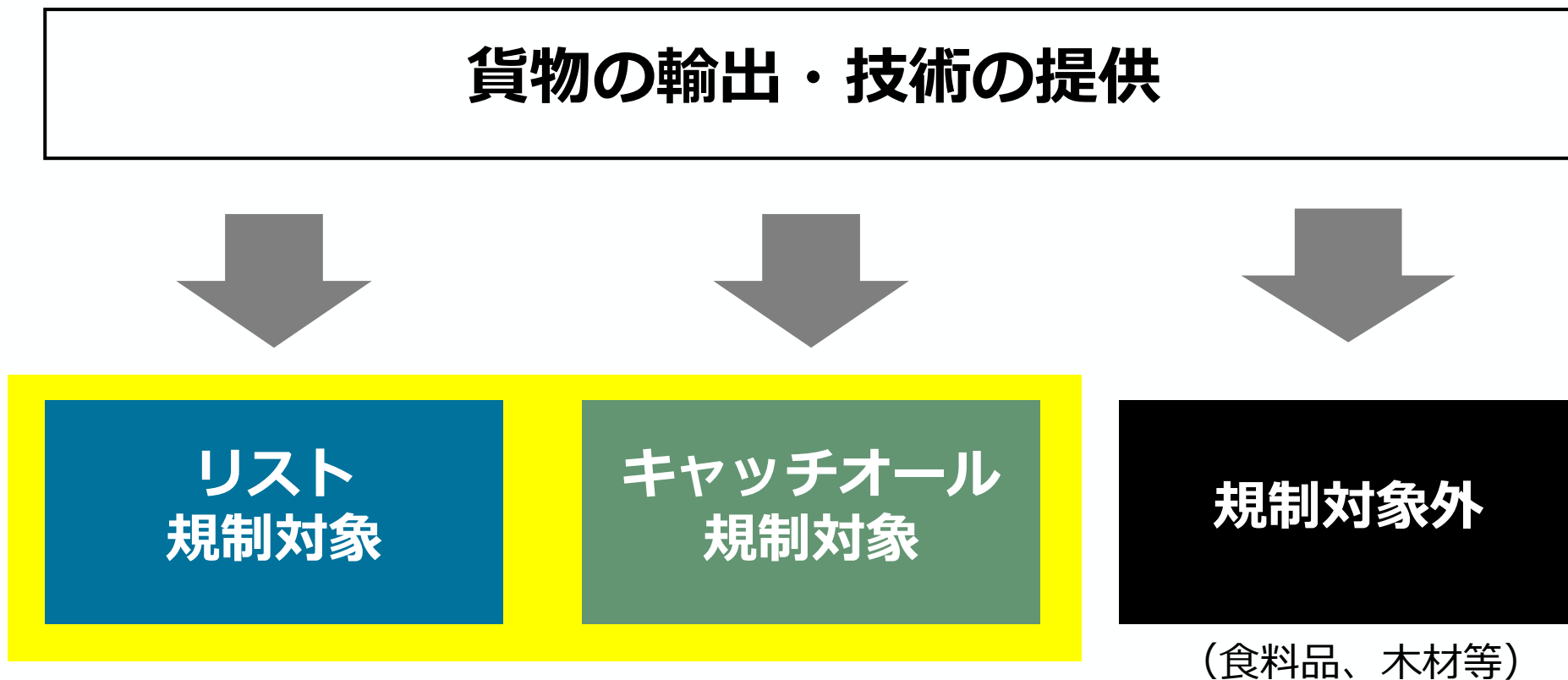
大学等における技術提供の機会

技術提供の機会	具体例
学生・研究者等への技術提供	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ（オンライン含む） ○研究指導、技能訓練
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ（オンライン含む）
外国からの研究者の訪問	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示

許可の取得を検討する必要がある例

- 外国の研究者にSiCエピタキシャル成長技術を提供する
- 外国の研究機関に薄膜を作成する装置のメンテナンスに係るノウハウを教える
- 外国の企業に特許使用許諾とともに製造ノウハウを開示する
- 外国からの受入研究者に、電子ビーム描画装置・真空蒸着装置・電子顕微鏡等を使用して半導体基板を加工・評価する技術を提供する
- 外国からの研修員に超小型衛星の設計・製造技術や関連するプログラムを提供する

外為法による輸出管理の対象



リスト規制

- 武器および兵器開発等に転用される可能性の高い高度な技術や貨物（約250種類）を政令でリスト化し、規制対象となる仕様を省令で規定。
- 用途・提供相手を問わず全ての仕向地が対象。

対象貨物・技術の概要（輸出令別表1・外為令別表）

※原則、リストは国際合意等をふまえて毎年改正

分類		リスト項番
武器		第1項
大量破壊兵器等	原子力	第2項
	化学兵器	第3項
	生物兵器	第3項の2
	ミサイル	第4項
通常兵器		第5項～第15項

(参考) リスト規制対象貨物／技術一覧 令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心方式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タンガステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェット機・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリイミド樹脂・ポリイミド他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42)	光電子増倍管	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	中性子発生装置	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(18)	ポリイミド・ポリイミド・成型品等
						(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アジジン他

(参考) リスト規制対象貨物／技術一覧 令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミウム、ガリウム他の有機金属化合物 炭・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	炭・砒素・アンモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リレー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	サリステープ・パイプ・サリステモジュール	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	D	材料工学	金属材料物性関連	G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
	プラズマ学	核融合学関連			無機材料および物性関連			構造生物化学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論			構造材料および機能材料関連			機能生物化学関連
素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験		材料加工および組織制御関連			生物物理学関連			
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連		ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連		細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連			ナノ構造物理関連			発生生物学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連			ナノ材料科学関連	H	病理病態学、感染・免疫学	ウイルス学関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連			ナノバイオサイエンス関連			免疫学関連
	電気電子工学	電力工学関連			ナノマイクロシステム関連		J	情報科学、情報工学
		通信工学関連		応用物理物性	応用物理一般関連	ソフトウェア関連		
		計測工学関連	原子力工学関連		情報ネットワーク関連			
		制御およびシステム工学関連	電気電子材料工学関連	E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連	K	環境解析評価
	電子デバイスおよび電子機器関連		有機化学		機能物性化学関連	化学物質影響関連		
	航空宇宙工学、船舶海洋工学		航空宇宙工学関連		構造有機化学および物理有機化学関連			
船舶海洋工学関連		有機合成化学関連						
			無機・錯体化学、分析化学		無機・錯体化学関連			
					分析化学関連			
					グリーンサステイナブルケミストリー			
			高分子、有機材料		高分子化学関連			
					高分子材料関連			
					有機機能材料関連			
			無機材料化学、エネルギー関連化学		エネルギー関連化学			
			生体分子化学		生体関連化学			

キャッチオール規制

- リスト規制対象以外のほぼ全ての技術等を、グループA※以外の地域に提供する場合において、以下の2つの要件のいずれかに該当する場合には許可が必要。

客観要件

- 提供する技術等が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に利用されるおそれがある場合
- 技術等の提供先が懸念国や兵器等を開発等している場合

※輸出者等は自ら技術等の提供先と利用目的の確認が必要

インフォーム要件

経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

※ 輸出令別表第3の地域(グループA)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国（計27か国）

違法輸出等に対する罰則等

規制対象となる貨物・技術を無許可で輸出・提供してしまった場合、法律に基づき罰せられる場合がある。

①外為法上の罰則等

刑事罰

- ・ 10 年以下の懲役
- ・ 10 億円以下(法人)、3 千万円以下(個人)又は目的物価格の 5 倍以下の罰金

行政制裁

- ・ 3 年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

警告

- ・ 公表あり

②その他のリスク

社会的制裁

- ・ マスコミでの報道
- ・ 社会的信用の失墜
- ・ 企業イメージの低下

株主代表訴訟 など

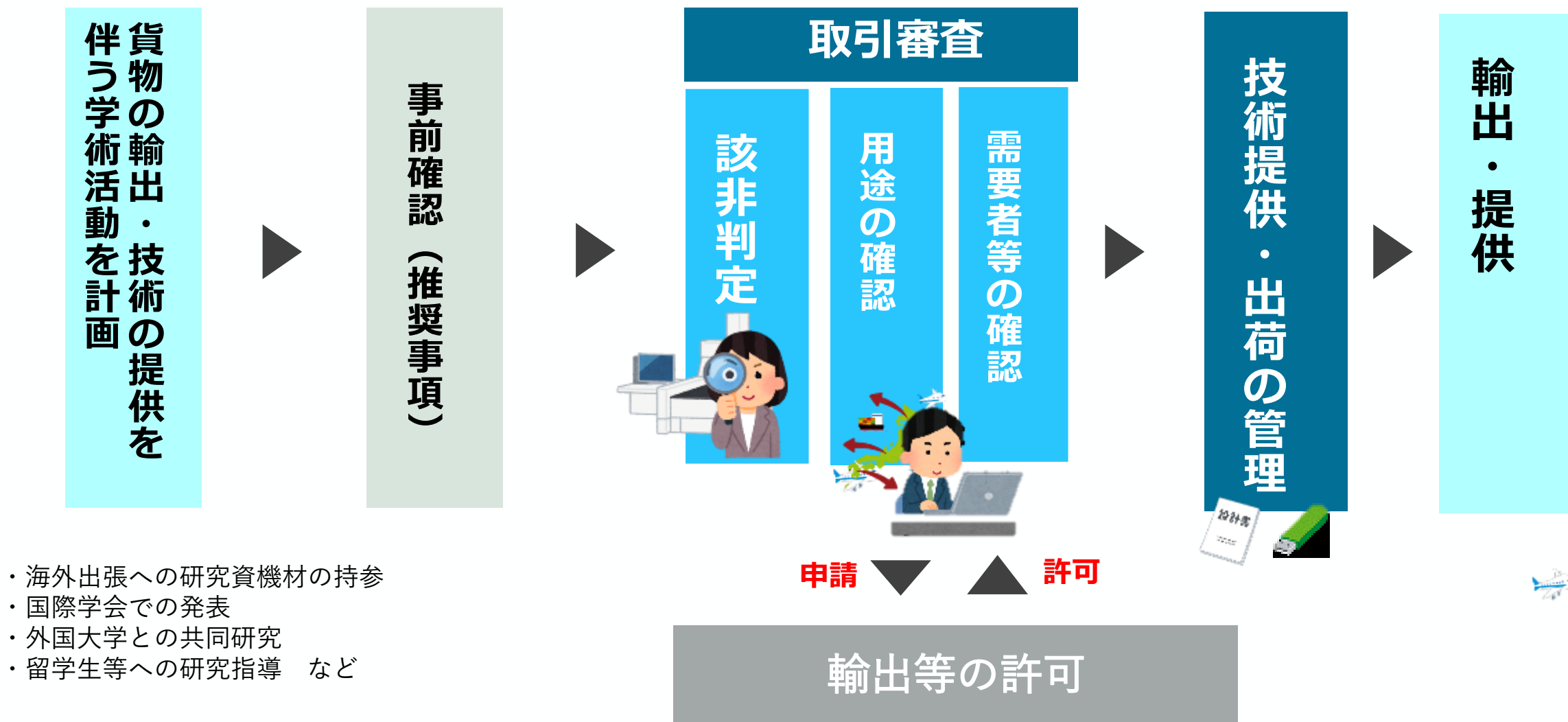
- ・ 違反行為について自主申告があった場合には処分等において考慮されることがある。
- ・ 公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

大学等による法令違反事例

法令違反の類型	具体的事例
輸出許可証の期限切れ	リスト規制技術に係る海外機関との共同研究にあたり、当初は適切に輸出許可を取得。その後、組織再編に伴い輸出管理の機能が一時的に低下し、輸出許可の 期限切れに気付かないまま技術提供を継続 。
研究者の認識不足	軍事転用しうる技術を専門とする研究員が、 輸出管理手続を不要と誤解し 、必要な確認を経ずに懸念区分が研究内容と一致する外国ユーザーリスト掲載機関で実験等を実施。キャッチオール規制に係る無許可の技術提供となった。
輸出許可条件の不履行	リスト規制品の輸出にあたり、「積み戻し後、報告」の 条件付きで許可を取得 していたが、 提出期限を過ぎても報告を怠り 、許可条件違反となった。
出荷確認の不備	共同研究先に対し、リスト規制品は輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、共同研究先が 出荷時の再確認を怠り、非該当品と一緒に該当品を誤って梱包し 、無許可輸出となった。
「少額特例」の誤解	リスト規制品を輸出した際、 持ち帰る貨物であったために輸出申告額を10万円と記入し、少額特例を適用 。しかしながら実際の貨物購入価格は800万円であり特例は適用できず、無許可輸出となった。
他社の該非判定を口頭確認のみ	輸出令別表1に掲載の貨物を輸出する際、通関時にメーカーへ貨物の 該非を電話確認したところ、非該当との回答を口頭で受けたため 、正式な該非判定書を待たずに輸出。実際は、 メーカー担当者が貨物の型番号を聞き間違えており 、輸出された貨物はリスト規制対象であったために無許可輸出となった。
リスト規制品目に関する最新の法令改正未確認	輸出令別表1に掲載の貨物に関して、組織独自の該非判定システムにて非該当との判定を確認したことから許可申請をせず輸出。しかしながら、当該貨物は 直近の制度改正によりリスト規制貨物に追加されていたものの、当該システムにはこの改正内容が反映されていなかったことが判明し 、無許可輸出となった。

3. 安全保障貿易管理の手順

大学等における安全保障貿易管理の流れ



該非判定

- 取引の対象となる貨物や技術が**リスト規制**に該当するか否かを輸出者自身で確認する行為。
- 貨物は「**輸出令**」、技術は「**外為令**」に規制対象の品目が一覧化されており、各品目の詳細な仕様（スペック）は「**貨物等省令※**」に規定。
- リスト規制に該当した場合には、**経済産業大臣の許可**が必要

判定方法

- ① 貨物は「**輸出令**」、技術は「**外為令**」に一覧化される品目に該当するかを確認する。
- ② 該当する品目がある場合、**取引する貨物・技術の仕様と「貨物等省令」に定める仕様が合致するかを確認**する。
- ③ ①と②の確認で該当する場合は**リスト規制に該当**。該当しない場合は**非該当**となる。

- ・ 該非判定の結果は、必ずエビデンス（該非判定書等）を保存する
- ・ 外部購入したものを輸出する場合にはメーカー等から該非判定書を手し、確認することが必要
- ・ 該非判定は必ずダブルチェック体制で行う

(参考) 「輸出令」および「貨物等省令」の規定例

輸出令別表第1		貨物等省令	
項番	項目	項番	項目
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）	貨物等省令 第1条 十四号	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからロまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。） イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当するものを除く。） （一） 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO 230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二） 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの （三） 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（（四）に該当するものを除く。） （一） 国際規格ISO 230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二） 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

『連続する括弧書き（括弧の中の括弧）』や『限る』、『除く』、『～ができるもの』、『～ができないもの』など、読み込まなければならない文章が多く注意が必要

用途・相手先の確認／取引審査

用途の確認

契約書や取引相手から入手した資料等をもとに、取引を行う貨物・技術が兵器等の開発等や**軍事用途**に用いられないかを確認。

相手先の確認

取引の相手先（需要者等）が**兵器等の開発等**を行っている又は行っていたかを確認。

- 「**外国ユーザーリスト**」に掲載されている企業や組織か
- **軍、もしくは軍関係機関**であるか

取引審査

該非判定および上記の用途・相手先の確認結果を基に、**許可申請の要否**や**取引実行の妥当性**を**組織として審査・判断**。

(参考) 外国ユーザーリスト

令和5年12月11日改正

- 経済産業省が、**大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織**として公表しているリスト。
- 掲載企業などに輸出等を行う場合には、**大量破壊兵器等の開発等に用いられないこと又は軍事用途に用いられないことが明らかな場合を除き、許可が必要。**

注) 毎年改正されるので最新版の入手が必要

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	24
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	4
中国	101
パキスタン	101
香港	8
レバノン	9
ロシア	53
合計	706

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	• FOUNDATION FOR CONSTRUCTION • NATION BUILDING • RECONSTRUCTION FOUNDATION • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH • UMMAH TAMEER I-NAU • UMMAH TAMIR E-NAU • UMMAH TAMIR I-NAU • UMMAT TAMIR E-NAU • UMMAT TAMIR-I-PAU	核 N
}				
705	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	• AO Gos MKB "Vympel" named for I Toropov • Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I.Toropov" • Vympel NPO	ミサイル M
706	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	• AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod • JSC MMZ • Miass Machine-Building Factory	ミサイル M

技術提供の管理（出荷管理）

- 技術の提供や貨物の出荷の前に、法令等で規制されている**技術や貨物**が誤って提供等されることを防止するための確認。技術提供の管理は、無許可輸出等を未然に防止するための**最終チェックポイント**。
- 特に技術の提供については、メール送信等により実行が安易であり、税関を通らないことから丁寧な管理が必要。

確認事項

- ① 該非判定及び取引審査が適切に完了しているか
- ② 提供する技術や輸出する貨物と取引審査した内容とが**同一であるか**
- ③ 輸出等の許可が必要な場合、**許可を取得**しているか
- ④ 技術提供等の許可を取得した場合、許可を取得したものと提供等するものが**同一であるか**

各手順における確認の視点

該非判定

⇒ 貨物や技術はリスト規制の対象となっていないか

用途の確認

⇒ 貨物や技術が軍事用途に使用・転用されないか

需要者等の確認

⇒ 輸出先や需要者は安全保障上問題のある企業ではないか

取引審査（取引実施の妥当性に関する審査）

⇒ 輸出取引を行うことで安全保障上の問題が生じないか

提供時・出荷時の確認(提供・出荷管理)

⇒ 審査した技術・貨物と同一のものが提供・輸出されるか

体制整備の必要性（輸出者等遵守基準）

外為法では、事業として繰り返し輸出・技術提供を行う者(輸出者等)に対し、輸出者等遵守基準に従うことを義務づけ。

(1)すべての輸出者等が遵守すべき基準

- ① 該非確認責任者の選任
- ② 最新法令等の周知および指導

(2)リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ① 統括責任者の選任
- ② 輸出管理体制の整備
- ③ 該非確認の手続の制定
- ④ 用途確認・需要者等確認
- ⑤ 出荷確認
- ⑥ 監査
- ⑦ 研修
- ⑧ 子会社への指導
- ⑨ 文書保存
- ⑩ 法令違反時の報告・再発防止策

問合せ先：経済産業省 安全保障貿易管理課

bzl-daigaku (at)meti.go.jp

※(at)は@に置き換えてください